

# 産業廃棄物処理施設維持管理記録

2020年 5月度

(対象期間 2020年5月1日 ~ 2020年5月31日)

## バイオマス焼却設備(利根川事業所)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	2,501.5
廃プラスチック類	4.1
紙くず	3.8
木くず	11.8
廃油	0.8
合計	2,522.1

### ②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日


※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突	
(2)排ガスを採取した年月日	2020年2月10日、4月23日 2019年5月23日	
(3)測定の結果の得られた年月日	2020年3月23日、5月1日 2019年6月19日	
(4)測定の結果		
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>
硫黄酸化物	0.01 (m <sup>3</sup> /h)	39.5 大防法
ばいじん	0.008 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.04 大防法
塩化水素	3 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	700 大防法
窒素酸化物	110 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	250 大防法
ダイオキシン類	0 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.1 特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

## バイオマス焼却発電施設(八潮工場)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	3,840.9
廃プラスチック類	7.7
紙くず	12.6
木くず	20.7
廃油	
合計	3,882.0

### ②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日


※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突	
(2)排ガスを採取した年月日	2020年5月14日 2019年10月9日	
(3)測定の結果の得られた年月日	2020年5月25日 2019年10月31日	
(4)測定の結果		
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>
硫黄酸化物	0.055 (m <sup>3</sup> /h)	4.8 大防法
ばいじん	0.001 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.04 大防法
塩化水素	2 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	200 条例
窒素酸化物	120 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	180 条例
ダイオキシン類	0.0061 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.1 特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

## 産業廃棄物焼却設備(尼崎工場)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	1,020.0
廃プラスチック類	219.2
紙くず	
木くず	
廃油	
合計	1,239.2

### ②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2020年5月1日	

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	排気筒	
(2)排ガスを採取した年月日	2020年3月12日 2019年6月10日	
(3)測定の結果の得られた年月日	2020年3月26日 2019年7月8日	
(4)測定の結果		
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>
硫黄酸化物	<0.01 (m <sup>3</sup> /h)	1.39 大防法
ばいじん	0.016 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.15 大防法
塩化水素	<3.4 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	700 大防法
窒素酸化物	83 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	250 大防法
ダイオキシン類	0.23 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	5 特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量